

短期入所生活介護

料 金 表

こまえ正吉苑

1. 基本料金

併設型短期入所生活介護費Ⅰ(個室)

単位 円/日

要介護区分	単位数	費用額 (10割)	利用者負担額 (1割)	長期利用者減算 (31日～60日)	長期利用者減算 (61日以降)
要介護1	603	6,560	656	573	573
要介護2	672	7,311	732	642	642
要介護3	745	8,105	811	715	715
要介護4	815	8,867	887	785	785
要介護5	884	9,617	962	854	854

併設型短期入所生活介護費Ⅱ(多床室)

単位 円/日

要介護区分	単位数	費用額 (10割)	利用者負担額 (1割)	長期利用者減算 (31日～60日)	長期利用者減算 (61日以降)
要介護1	603	6,560	656	573	573
要介護2	672	7,311	732	642	642
要介護3	745	8,105	811	715	715
要介護4	815	8,867	887	785	785
要介護5	884	9,617	962	854	854

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更いたします。

2. 当施設の居住費・食費の負担額(単位:円/日)

対象者		預貯金などの資産の状況	区分	滞在費 (居住費)		食費
				多床室	個室	
生活保護受給者		単身:1000万円以下 夫婦:2000万円以下	段階 1	0	380	300
本人が住民税非課税 世帯、世帯を別にす る配偶者も住民税非 課税	高齢福祉年金受給者	単身:650万円以下 夫婦:1650万円以下	段階 2	430	480	600
	前年の合計所得金額+年金 収入額が80万円以下	単身:550万円以下 夫婦:1550万円以下	段階 3 ①	430	880	1,000
	前年の合計所得金額+年金 収入額が80万円超120万円以下	単身:500万円以下 夫婦:1500万円以下	段階 3 ②	430	880	1,300
	前年の合計所得金額+年金 収入額が120万円超					
上記以外の方			段階 4	1,450	2,430	1,650

※食費1650円の内訳としては、朝食 (396円)・昼食 (792円)・夕食 (462円)とし、実際の提供分のみのお支払いとなります。

※居室と食事に係る自己負担額について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

3. その他の加算

<体制加算>

単位 円/日

項目	加算内容	単位数	費用額 (10割)	利用者負担額 (1割)
生活相談員等配置加算	生活相談員を配置し、かつ、地域貢献活動を実施している	+13	141	15
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	介護福祉士が80%以上配置されているまたは、勤続10年以上介護福祉士35%以上	+22	239	24
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	介護福祉士が60%以上配置されている	+18	195	20
○ サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	介護福祉士50%以上もしくは、常勤職員75%以上もしくは、勤続7年以上30%以上	+6	65	7
○機能訓練体制加算	専任の機能訓練指導員を配置している	+12	130	13
看護体制加算Ⅰ	常勤看護師を1名以上配置	+4	43	5
看護体制加算Ⅱ	基準より1名以上多い配置、24時間連絡体制	+8	87	9
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	ご利用者の安全、サービスの質の確保と職員の負担軽減方法を検討する委員会の設置、テクノロジーの導入、改善した内容の継続的実施とそのデータの提供、こうした仕組みの構築によって加算する	+100	1,088	109
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)		+10	108	11
○夜間職員配置加算 (Ⅰ)	夜勤職員が基準より1名以上多い配置	+13	141	15
夜間職員配置加算 (Ⅲ)	Ⅰの要件に加え喀痰吸引や特定行為業務の登録を受けている事	+15	163	17

<実績による加算>

看取り連携体制加算	死亡日及び死亡日以前30日以内で7日を限度	+64	696	70
口腔連携強化加算	月に1回を限度、職員が口腔の健康状態評価を実施し、歯科医療機関、担当CMに情報提供した場合。	+50	544	55
認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症高齢者の緊急受入れと判断された場合	+200	2,176	218
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者の方を受け入れた場合	+120	1,305	131
○送迎加算	施設による送迎を行った場合 (片道)	+184	2,001	201
療養食加算	医師の指示による食事1食毎の算定、1日3回を上限	+8	87	9
個別機能訓練加算	専任の機能訓練指導員が利用者の居宅を訪問した上で作成した個別機能訓練に基づいて訓練を行う場合	+56	609	61
在宅中重度者受入加算	訪問看護師からサービス提供があった場合	+425	4,624	463
医療連携強化加算	看護体制加算Ⅱを算定した上で、看護職員による定期的な巡視を行っている。主治医と連絡がとれない場合には、予め協力医療機関と対応に関する取り決めがある等	+58	631	64
緊急短期入所受入加算	居宅サービス計画に無い短期入所生活介護を行った場合(入所日から起算して7日を限度)	+90	979	98

<介護職員処遇改善加算>

○介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	所定合計単位数に14.0%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	所定合計単位数に13.6%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	所定合計単位数に11.3%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算 (Ⅳ)	所定合計単位数に9.0%を乗じた単位数

令和7年2月1日 現在

事業所名
説明者

氏 名

印

私は、本書面により、事業者から短期入所生活介護についての料金の説明を受け、上記の内容に同意いたします。

令和 年 月 日

利 用 者 氏 名

代 理 人 氏 名

続 柄